

聖籠町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月18日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第22号

聖籠町児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則
聖籠町児童手当事務取扱規則（平成24年聖籠町規則第22号）の
一部を次のように改正する。

様式第15号の1を次のように改める。

様式第15号の1	第	年	月	日
様				
	聖籠町長			
児童手当 特例給付	支払通知書			
児童手当 特例給付	の支給については、次のとおり支払をしますので、この 通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人 が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。			
	なお、児童手当法第21条第1項又は第2項に規定に基づき、学校 給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申 し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56 条第2項（同法第51号第4号又は第5号に係るものに限る。）若し しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保 育料又は児童福祉法第56条第7項若しくは第8項の規定により地方 税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から 特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額 を控除した額が児童手当等の支払金額となります。			
	記			
1. 支払期間	年 月分から 年 月分まで			
2. 支払金額	円			
3. 支払日	年 月 日 時から 時まで			

様式第 15 号の 3 を次のように改める。

様式第 15 号の 3

第 年 月 日

様

聖籠町長

児童手当
支払通知書
特例給付

児童手当
特例給付 の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みの手続きを行いますので通知します。

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 7 項若しくは第 8 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

支払期間	年 月分から 年 月分まで
支払金額	円
振込日	
金融機関	

様式第15号の5を次のように改める。

様式第15号の5

第 年 月 日

様

聖籠町長

児童手当
支払通知書
特例給付

児童手当

特例給付
の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り

込みの手続きを行いますので通知します。なお、支払予定日等は別紙のとおり
ですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等
の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及
び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第
4号又は第5号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第6
条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第7項若しくは
第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、
児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育
料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。